

公示番号：190075

国名：インドネシア

担当部署：人間開発部保健第二グループ第四チーム

案件名：医薬品食品安全強化プロジェクト運営指導調査（医薬品食品安全の介入結果測定分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：医薬品食品安全の介入結果測定分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月中旬から2019年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 0.23/M、合計 0.48M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	7日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年5月15日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年5月28日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	技術協力プロジェクトの各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

JICA はインドネシアの加工食品と医薬品の安全管理を行う国家医薬品食品監督庁 (National Agency For Drug and Food Control/インドネシア語名 Badan Pengawas Obat dan Makanan。以下、「BPOM」という。) を実施機関として「医薬品食品安全強化プロジェクト」を実施している (2016年7月から5年間の予定)。同プロジェクトでは、食品安全監視及び管理能力の向上、市販後医薬品の安全管理システムの強化、食品検査における BPOM 中央検査室センター及び BPOM 地方検査室の能力強化に取り組んでいる¹。

2019年2月には、同プロジェクトの中間レビュー調査を行った。その結果、中間レビュー調査では、一定の成果と進捗を確認し、解決すべき運営上の課題などが明らかとなり、PDM の改定の必要性が関係者間で合意された。一方で、協議時間の制約等もあり評価の観点からの適切な指標とは何かといった点や、目標、成果、活動の見直し (明確化) に関しては、継続検討することとし、JICA 長期専門家及び BPOM 関係者が、3月以降、PDM の改定作業、特に目標・成果・活動の「明確化」を進めている。この過程において、指標については、アウトカム評価の観点から適切な選択をしていく必要があるため、評価の専門家の参画を得て検討、確認することとした。

これらの背景から、PDM の改定内容に関する合意形成及び中間レビュー時で提示されたプロジェクト実施上の課題に対するその後の対応状況の確認、協議を行うために運営指導調査を派遣することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、PDM の改定作業を支援する。BPOM と JICA 長期専門家が作成している PDM 改定案のロジックを確認しつつ、特にアウトカムの評価という観点から、指標設定の留意事項について関係者に説明し、指標の設定に必要なデータ、情報を収集・整理・分析のうえ、指標案への助言 (あるいは必要に応じ指標案の代替案) を BPOM 及び JICA に提供する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間 (2019年6月中旬)
 - ①既存の文献、報告書等 (事業進捗報告書、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee, JCC) 議事録、専門家報告書、活動実績資料、中間レビュー関連資料等) をレビューし、プロジェクトの概要を理解する。
 - ②PDM 及び指標について、一般的な考え方に関する説明資料等を準備する。

¹ プロジェクトの概要：<https://www.jica.go.jp/project/indonesia/017/index.html>

- ③既存の PDM 及び改定作業中の PDM を確認して、指標を中心にその課題（改定必要箇所）を整理する。課題及び PDM の改定（適切な指標設定）のために現地で購入、検証すべき事項を関係者に説明資料として準備する。
- ④JICA 本部での打ち合わせに参加する。

(2) 現地業務期間（2019 年 6 月下旬～7 月上旬）

- ①JICA 長期専門家と打合せを行う。
- ②JICA 長期専門家及び BPOM 関係者の PDM 及び指標の考え方に対する理解度を確認し、ログフレーム（PDM）をプロジェクト運用に用いる利点、留意点も含めて説明を行う。
- ③BPOM と JICA 長期専門家が進めている目標・成果・活動の見直し（明確化）作業については、それが指標設定の前提となることから、アウトカム評価の観点からどのように明確化（具体化）していくことが必要かについて、助言・支援する。
- ④明確化された目標・成果・活動などを踏まえ、プロジェクトが実施する医薬品食品の安全強化のための活動の効果を適切に測定するための指標を検討し、指標案として提示する。
- ⑤指標の設定に際しては、国際的な基準や日本での経験、インドネシアの医薬品食品行政で定期的・定型的に収集しているデータ等の既存の統計内容なども確認しつつ、データ入手方法も提示する。
- ⑥PDM 及び活動計画（Plan of Operation、PO）の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦現地業務の結果について、JICA インドネシア事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019 年 7 月中旬）

- ①報告書を作成する。
- ②JICA 本部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり（様式自由）。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を添付し電子データで JICA 人間開発部に提出する。

- ① PDM に関する説明資料（ログフレームの考え方、指標の考え方）（英）
- ② 既存の PDM の分析結果（課題、検討必要事項をまとめたもの）（和・英）
- ③ PDM 改定案（指標案）に対して、現地で実施した助言・提案内容（和・英）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は2019年6月30日～2019年7月6日を予定しています（インドネシア側の都合などにより1週間程度前後する可能性があります）。

本業務従事者は、JICAの調査団員に数日程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり予定しています。

ア) 総括（JICA）

イ) 医薬品食品安全の介入結果測定分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 調査団員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語で実施する想定ですが、実施機関の意向等によっては英語-インドネシア語の通訳を JICA が備上する可能性があります。

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チーム（TEL:03-5226-8362）にて配布します。

・プロジェクトの基本文書（最新版のR/D、PDM、Plan of Operation）

・中間レビュー関連資料

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・「医薬品・食品安全強化プロジェクト」の概要

<https://www.jica.go.jp/project/indonesia/017/index.html>)

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtml1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上